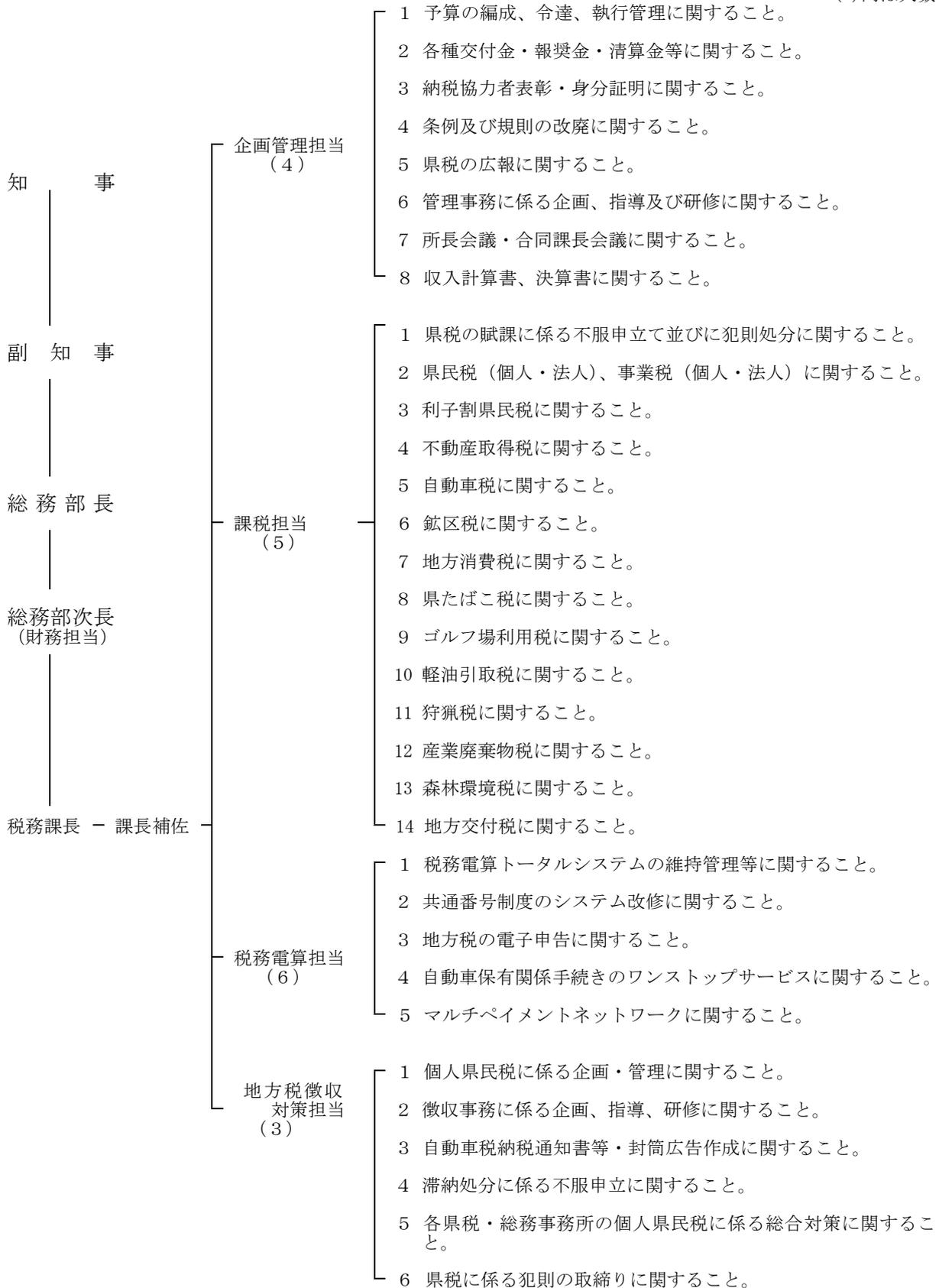


稅 務 機 構 等

1 税 務 機 構

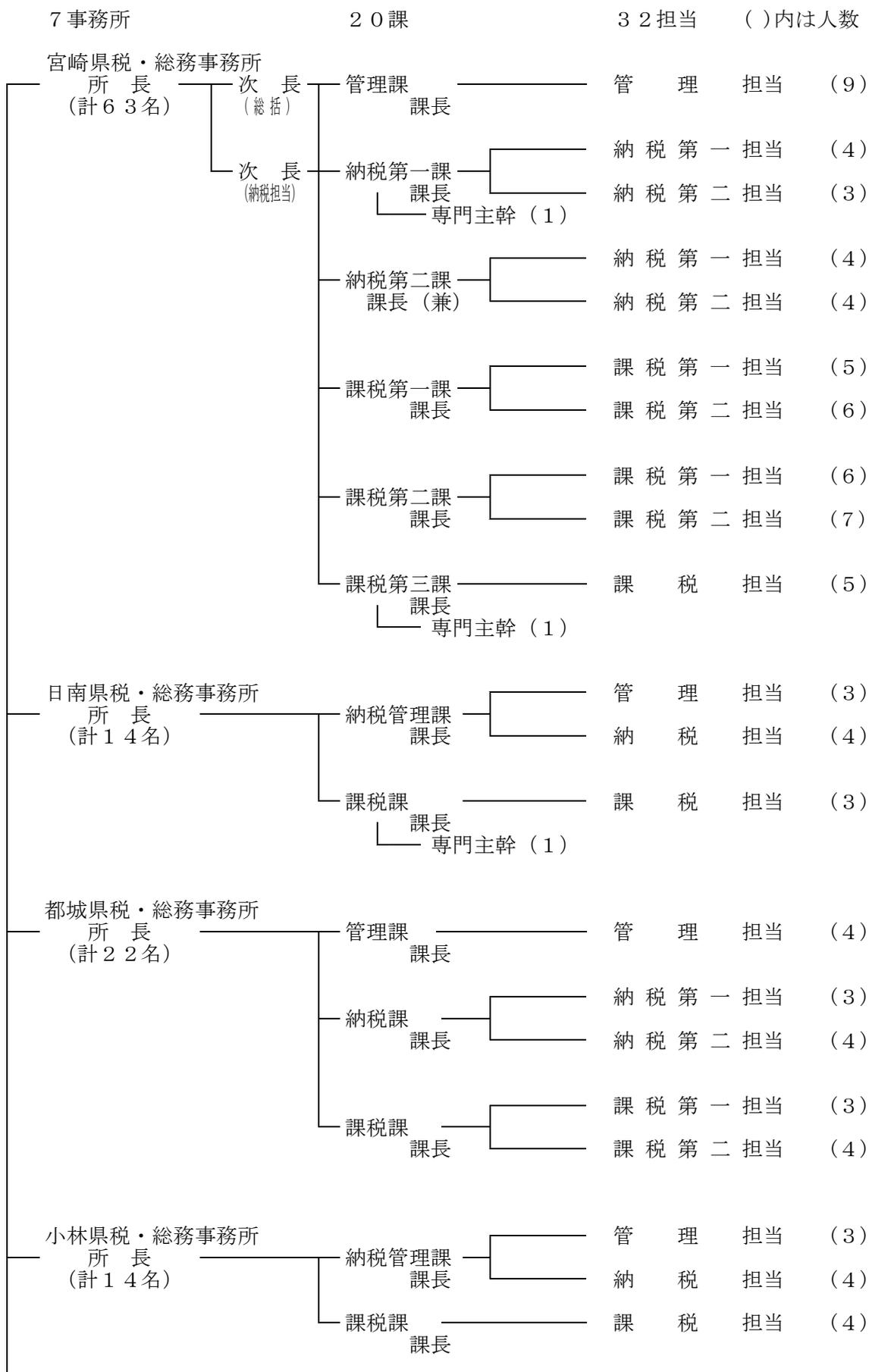
(1) 本 庁

令和5年4月1日現在
()内は人数



(2) 出先機関

令和5年4月1日現在





(3) 税務職員配置数

令和5年4月1日現在
(単位：人)

区分	管理関係	納税関係	課税関係	電算関係	計
本庁	6	3	5	6	20
事務所	48	52	64	—	164
計	54	55	69	6	184

- (注) ① 総務事務センター職員、組合専従職員は含まない。
 ② 再任用職員を含む(短時間勤務も含む)。
 ③ 本庁の課長、課長補佐、企画管理担当、出先機関の長、次長(総括)、管理課長、納税管理課長、課税第三課長は「管理関係」に含む。
 ④ 課税第三課職員(課長を除く)については、業務内容で管理4名、課税2名と区分している。

2 組織・機構等の沿革

(地方自治法施行前後より記述)

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
昭16. 1. 15	○税務課の設置 (従来は庶務課で所管)	
17. 7. 1		○地方事務所の設置 (従来は財務出張所) 総務課で県税を所管
19. 7. 8	○税務課を廃し、庶務課で所管	
22. 6. 2		○地方事務所に税務課を設置
22. 7. 24		○地方事務所の再置 <ul style="list-style-type: none"> 宮崎東諸県地方事務所 南 那 珂 〃 北 諸 県 〃 西 諸 県 〃 児 湯 〃 東 臼 杵 〃 西 臼 杵 〃
23. 8. 1	○総務部に税務課を設置	
24. 8. 17	○税務課に係を設置 庶務係・賦課係・徴収係	○地方事務所税務出張所の設置 <ul style="list-style-type: none"> 児湯地方事務所妻税務出張所 東臼杵 〃 富島 〃
25. 4. 1		○西臼杵支庁の設置 税務課の設置 ○税務出張所の設置 <ul style="list-style-type: none"> 宮 崎 税務出張所 宮崎東諸県地方 〃 日 南 〃 福 島 〃 都 城 〃 北 諸 県 〃 小 林 〃 高 鍋 〃 妻 〃 延 岡 〃 富 島 〃
昭25. 7. 15	○係を監査係・賦課係・徴収係へ変更	○庶務係・直接税係・間接税係の設置 ○地方事務所の廃止 ○地方事務所税務出張所の廃止

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
昭26. 4. 1		○富島税務出張所を日向税務出張所に名称変更
26. 12. 1		○県税事務所の設置（税務出張所の廃止）
		<ul style="list-style-type: none"> 宮 崎県税事務所 宮崎東諸県 " 日 南 " 福 島 " 都 城 " 北 諸 県 " 小 林 " 高 鍋 " 妻 " 延 岡 " 日 向 " <p>所長・主事その他必要な職員を配置</p>
27. 4. 1		○宮崎・都城・延岡県税事務所に総務課・直税課・間税課、その他の県税事務所に総務係・直税係・間税係を設置
29. 11. 3		○宮崎東諸県・北諸県県税事務所を廃止し、宮崎・都城県税事務所へそれぞれ統合
30. 4. 1		○福島県税事務所を串間県税事務所に名称変更
34. 8. 1		○妻 " を西都 " "
		○西臼杵支庁税務課に課長・課長補佐その他必要な職員を配置
		<p>○県税事務所の組織変更</p> <p>宮崎 …総務課・直税課・間税課・徴収課</p> <p>都城 } …総務課・課税課・徴収課</p> <p>延岡 }</p> <p>その他 …総務課・課税課</p> <p>課に課長を配置</p>
37. 4. 1	○係を庶務係・企画監査係・課税係へ変更	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
昭39. 4. 1	<p>○職の配置</p> <p>課長・課長補佐・(主幹)・係長・ (主査)・(主事)・(主事補) (技師) (技師補) (嘱託) (技術員) (用務員)</p>	<p>○県税事務所・西臼杵支庁税務課に主任を配置</p> <p>○職の配置</p> <p>・県税事務所 所長・課長・主任・(主事)・(主事補) (技師) (技師補) (嘱託) (技術員) (用務員)</p> <p>・西臼杵支庁 支庁長・課長・課長補佐・主任・ (主事)・(主事補) (技師) (技師補) (嘱託) (技術員) (用務員)</p>
40. 4. 1	<p>○係を庶務係・収税係・課税第一係・課税第二係へ変更</p>	<p>○県税事務所に係を設置</p> <p>宮崎 { 総務課 庶務係・管理係 収税課 収税第一係・収税第二係 ・納税貯蓄組合係 直税課 直税第一係・直税第二係 間税課 間税第一係・間税第二係</p> <p>都城延岡 { 総務課 庶務係・管理係 収税課 収税係・納税貯蓄組合係 課税課 直税係・間税係</p> <p>日南小林日向 { 総務課 庶務係・収税係 課税課 直税係・間税係</p> <p>串間高鍋西都 { 総務課 (係は設置せず) 課税課</p> <p>○串間・高鍋・西都を除く各県税事務所の主任を係長へ変更</p>
43. 4. 1	<p>○自動車税係の設置</p>	
(44. 4. 1)	<p>(自動車税電算システムの実施)</p>	
46. 8. 5		<p>○必要に応じて主幹・主査を配置</p>
47. 4. 1	<p>○収税係を企画管理係へ名称変更</p>	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
昭49. 4. 1		○宮崎県税事務所収税課に収税第三係を設置
50. 8. 1		○県税事務所の係の名称変更 宮崎 …納税貯蓄組合係を納税第四係へ
51. 4. 1		都城 } 収税係を収税第一係へ 延岡 } 納税貯蓄組合係を納税第二係へ ○県税事務所の統合等 串間県税事務所を日南県税事務所に統合し、 串間駐在所を設置 西都県税事務所を高鍋県税事務所に統合し、 西都駐在所を設置 高鍋県税事務所に係を設置 { 総務課 庶務係・収税係 課税課 直税係・間税係 西臼杵郡の税務事務を西臼杵支庁から延岡 県税事務所に移管 西臼杵支庁の税務課を廃止し、総務課を総 務税務課へ名称変更 ○職制の変更 宮崎 } 都城 } 県税事務所に税務主幹を配置 延岡 } 高鍋県税事務所の主任を係長へ変更
52. 4. 1	○主事補・技師補・用務員の廃止	○同左
53. 4. 1	○自動車税係の廃止	○自動車税事務所の設置 総務課・課税課の設置
	○主任主事・主任技師の配置	○宮崎県税事務所の収税第四係の廃止
55. 4. 1	○課税第一係を直税係	○同左
	課税第二係を間税係	
	(新自動車税電算システムの実施)	
	(自動車税オンライン本稼働)	
	センターコンピューター(電子計算課)	
	と端末装置(県税事務所等)を直結し	
	たオンラインシステムを導入し、各種	
	照会に対する即時応答及び納税証明書	
	・納付書の作成が可能となった。	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関	
(昭58.4.1)	(法人二税バッチシステム開発に着手)	○自動車税事務所の課・係を変更 { 管理課 庶務係・課税係 収税課 収税第一係・収税第二係	
59.4.1			
(60.4.1)	(法人二税バッチシステムの実施) (間税三税バッチシステム開発に着手)		
61.4.1			
(62.4.1)	(間税三税バッチシステムの実施)		
(63.4.1)	(税務事務分散処理システム開発に着手)		
(平成.4.1)	(税務事務分散処理システム収納管理部門運用開始)		
2.4.1			○収税課(係)を納税課(係)へ名称変更 ○日南・小林・高鍋・日向・自動車税事務所の庶務係を管理係へ名称変更 ○宮崎県税事務所の 直税第一係を事業税係へ 直税第二係を不動産取得税係へ 間税第一係を軽油引取税係へ 間税第二係を特別地方消費税係へ それぞれ名称変更 ○日南・小林・高鍋・日向県税事務所の 直税係 } 課税係へ統一 間税係 }
(3.4.1)	(税務事務分散処理システム全面稼働開始)		
4.4.1	○直税係、間税係を課税係に統一し、税務電算係を設置		
(4.4.1)	(自動車税電算システム再開発に着手)		
(4.11.18)	(平成4年度税収確保対策本部を設置)		
(5.7.5)	(平成5年度税収確保対策本部を設置)		
(6.4.11)	(新自動車税電算システム全面稼働開始)		
7.4.1		○自動車税事務所の納税部門を宮崎県税事務所に移管するとともに課制を廃止し、副所長を配置	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
平 7. 4. 1		<p>○宮崎県税事務所の納税課を改編</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税第一課 納税第一係・納税第二係 納税第二課 納税第一係・納税第二係 <p>○都城・延岡県税事務所の</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 管理係 <p>を管理係へ統一</p> <ul style="list-style-type: none"> 直税係 間税係 <p>を課税第一係・課税第二係へ改編</p>
9. 4. 1		○串間・西都・高千穂駐在所を廃止
12. 4. 1		○宮崎県税事務所に副所長を配置
(13. 4. 1)	(税務電算トータルシステム開発に着手)	○宮崎県税事務所の副所長を廃止し、次長（総括）、次長（納税担当）を配置
14. 4. 1		○宮崎県税事務所の直税課、間税課を改編
(13. 4. 1)		<ul style="list-style-type: none"> 課税第一課 課税第一係・課税第二係 課税第二課 課税第一係・課税第二係
(13. 4. 1)		○宮崎県税事務所の課税第一課に軽油引取税調査係を設置
14. 4. 1		○宮崎県税事務所の
(16. 4. 1)	(税務電算トータルシステム稼働)	<ul style="list-style-type: none"> 庶務係 管理係 <p>を管理係へ統一</p>
17. 4. 1	○係制から担当制へ移行	○自動車税事務所を廃止
	(管理担当・税務企画担当・課税担当・税務電算担当)	○宮崎県税事務所に自動車取得税課を設置
	(産業廃棄物税を創設)	
(17. 5. 2)	(自動車税のコンビニ収納事業を開始)	
(18. 1. 16)	(法人二税の電子申告開始)	
(18. 2. 1)	(タイヤロックを導入)	
18. 4. 1	○現業職員を研修生として配置	○同左
	(森林環境税を創設)	
	(インターネット公売事業を開始)	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
平19. 4. 1	○税源移譲に伴う個人県民税徴収対策として税務企画担当を1名増員(宮崎県税事務所と兼務) ○現業職員を行政職へ任命換	○係制から担当制へ移行 ○同左
(19. 5. 2)	(自動車税のクレジットカード収納を開始)	
19. 8. 1	○市町村との併任人事交流制度を開始	○県税事務所で管内市町村と併任人事交流を開始
20. 4. 1	○管理担当と税務電算担当を統一し、管理・電算担当を設置 ○税源移譲に伴う個人県民税徴収対策として税務企画担当を1名増員(計2名：宮崎県税・総務事務所と兼務)	○出先機関の組織再編により、「県税・総務事務所」に名称変更(新たに総務事務、商工労政事務、パスポート交付事務が加わる) ○宮崎、延岡県税・総務事務所 総務課長を管理課長へ名称変更 ○日南、小林、高鍋、日向県税・総務事務所 総務課長を納税管理課長へ名称変更
21. 4. 1	○税源移譲に伴う個人県民税徴収対策として税務企画担当を1名増員(計3名：宮崎県税・総務事務所と兼務)	
23. 4. 1		○宮崎県税・総務事務所課税第一課の課税第二担当 軽油引取税調査担当 } を課税第二担当へ統一
26. 4. 1	○個人県民税徴収対策として担当エリア制を導入(計4名：各県税・総務事務所と兼務)	

施行等年月日	本 庁	出 先 機 関
27. 4. 1	<p>○市町村との連携を強化し、県税収入の一層の確保を図るため、「地方税徴収対策担当」を新設</p> <p>○企画管理担当、税務電算担当へ変更（自動車税納付確認システムの運用開始により、車検時の納税証明書の提示は省略可となった。）</p>	
(平30.4.1)	<p>(個人事業税及び不動産取得税のコンビニ収納を開始するとともに、取扱期間を通年に変更)</p> <p>(自動車税、個人事業税及び不動産取得税のスマホ収納を開始)</p>	
31.4.1		<p>○宮崎県税・総務事務所</p> <p>自動車取得税課を課税第三課に名称変更</p> <p>((一社)宮崎県自主納税推進協会の解散に伴い、新規登録に係る自動車税随時課税分及び自動車取得税を現金収納に変更)</p>
(令元.11.1)		<p>(事務所窓口セミセルフレジを導入)</p>
(2.1.27)	<p>(電子メールによる自動車税納税確認システムの稼働開始)</p>	
2.11.19	<p>○知事の全国知事会地方税財政常任委員会委員長への就任に伴い、副参事補1名を配置</p>	
3.4.1	<p>○前年度の副参事補1名の配置にかわり、総合政策課課長補佐(調整担当)が税務課との兼務となる</p>	
5.4.1	<p>(全税目の納付書に地方税統一QRコードの印字開始)</p>	

3 県税徴税費に関する調

(単位:千円、人、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
税 収 入	予 算 額 (イ)	98,114,307	98,650,000	105,970,000	109,360,000	107,240,000		
	調 定 額 (ロ)	100,766,663	101,823,161	108,739,224	111,337,721	28,594,191		
	収 入 額 (ハ)	99,638,651	100,610,223	107,645,196	110,282,953	16,758,141		
徴 税 費	人 件 費	職員給	649,862	642,907	643,330	640,701	659,633	
		諸 手 当	時間外勤務手当	29,987	28,302	22,632	29,635	30,408
			特殊勤務手当	1,546	1,161	967	1,070	1,383
			その他の手当	330,474	324,791	319,704	327,245	327,092
			小 計	362,007	354,254	343,303	357,950	358,883
	その他の人件費	213,982	211,283	208,878	212,708	207,542		
	計 A	1,225,851	1,208,444	1,195,511	1,211,359	1,226,058		
	需 用 費	旅 費 B	6,944	1,509	1,159	2,497	3,762	
		需用費	44,400	45,557	41,669	43,502	43,188	
		通信運搬費	54,916	51,787	52,493	53,544	54,267	
		備品費	2,265	3,220	879	487	5,636	
		証紙売りさばき手数料	0	0	0	0	0	
		そ の 他	356,633	358,018	350,994	515,447	279,443	
		計 C	458,214	458,582	446,035	612,980	382,534	
徴 収 取 扱 費 等	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	納税義務者分	1,523,322	1,524,642	1,531,575	1,531,392	1,528,272	
		払込金額分	141	127	95	26	22	
		その他	52,277	54,839	53,135	60,606	57,160	
		小 計	1,575,740	1,579,608	1,584,805	1,592,024	1,585,454	
	地方消費税	56,833	57,985	53,796	54,042	55,658		
納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0			
その他	278,222	265,965	257,365	273,484	283,429			
計 D	1,910,795	1,903,558	1,895,966	1,919,550	1,924,541			
合 計 A+B+C+D (ニ)	3,601,804	3,572,093	3,538,671	3,746,386	3,536,895			
税収入に対する 徴税費の割合	対予算額 (ニ)/(イ)	3.67	3.62	3.34	3.43	3.30		
	対調定額 (ニ)/(ロ)	3.57	3.51	3.25	3.36	12.37		
	対収入額 (ニ)/(ハ)	3.61	3.55	3.29	3.40	21.11		
徴税吏員数	吏員	183	181	179	184	183		
	嘱託・雇人・用人							
	計 (ホ)	183	181	179	184	183		
徴税吏員1人当たり徴税額 (ハ)/(ホ)	544,474	555,858	601,370	599,364	91,575			
徴税吏員1人 当たり徴税費	人 件 費(含旅費)	6,737	6,685	6,685	6,597	6,720		
	物件費(含徴収取扱費等)	12,945	13,050	13,084	13,764	12,607		
	計(ニ) / (ホ)	19,682	19,735	19,769	20,361	19,327		
事務所数	7	7	7	7	7			

(注) 各年度末現在人員を表記した。